

鈴鹿亀山地区広域連合 第7期介護保険事業計画

平成30年4月

第 1 章

総 論

I 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

鈴鹿亀山地区広域連合（以下「広域連合」という。）では、鈴鹿市及び亀山市（以下「二市」という。）を構成市として、介護保険事業の円滑で効率的な実施、介護サービスの平準化、介護保険財政の安定化を図るとともに広域連合管内の住民の福祉向上のため、平成 12 年より介護保険事業計画を策定し、事業の実施に取り組んでいます。

わが国においては、少子高齢化が急速に進行しており、平成 29 年度の高齢社会白書によれば平成 28 年 10 月 1 日現在の高齢化率は 27.3%となっています。広域連合でも、平成 27 年にいわゆる団塊の世代が 65 歳を迎え、平成 29 年 10 月 1 日現在の高齢化率が 24.4%となっており、団塊の世代が 75 歳以上になる平成 37 年（2025 年）には支援が必要な高齢者の急増が予測されています。

少子高齢化の急速な進行や核家族化の進行による地域のつながりの希薄化にともない、地域社会では高齢者を取り巻くさまざまな問題が浮かび上がっています。高齢者独居世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加等、高齢者を支える方々への支援も課題となっています。また、平均寿命が延びている一方、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことも求められています。

このような課題に直面する中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が引き続き課題となっています。この仕組みを深化・推進していくため、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる包括的な支援体制づくりを進めることが重要視されています。

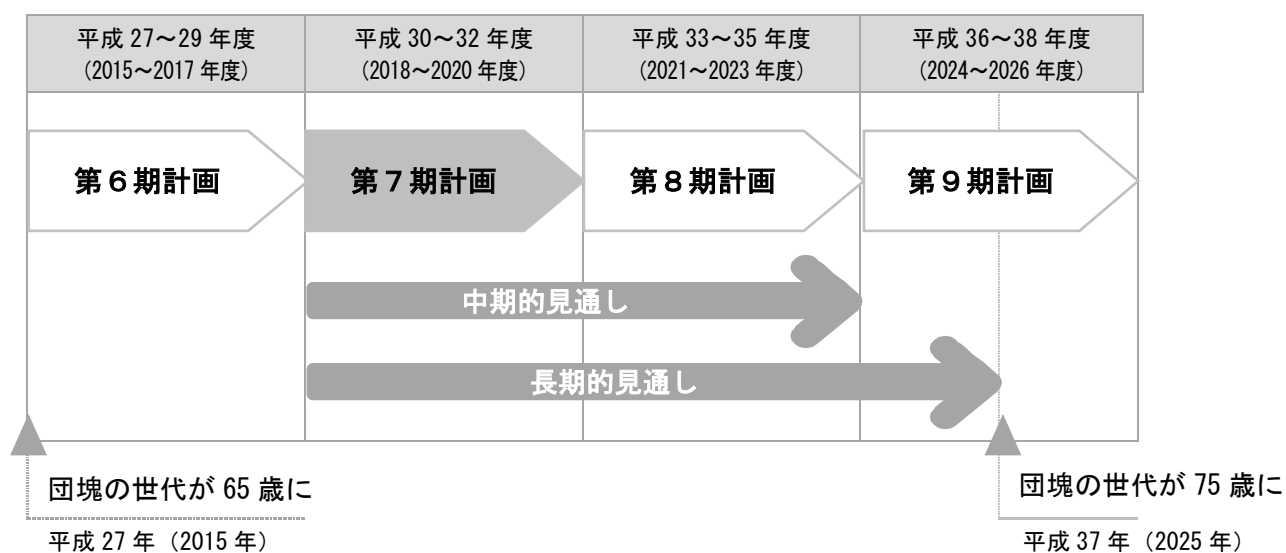
広域連合では、国や三重県の動向を踏まえつつ第 6 期計画の施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が 75 歳になる平成 37 年（2025 年）を見据え、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指す計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第 117 条に規定される「介護保険事業計画」で、三重県において策定される「第 7 期介護保険事業支援計画」及び二市がそれぞれ策定する「高齢者福祉計画（平成 30 年度～32 年度）」との整合を図るものとします。

(3) 計画の期間

本計画は、平成 37 年（2025 年）を視野に入れつつ、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間に計画期間とします。



Ⅱ 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念及び基本目標



わが国の総人口は減少しているものの、医療の進歩による平均寿命の延伸等により、65歳以上の高齢者人口は年々増加しています。平成27年には、団塊の世代が高齢期を迎え、さらに7年後の平成37年（2025年）には団塊の世代が75歳以上となり、高齢者独居世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者、要介護者等が増加することが見込まれています。こうしたなか、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むために医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の内容の充実を図り、システムの深化・推進を図ることが重要となっています。また、高齢者だけでなく、複合的な福祉課題の解決に向けた住民の主体的な支え合いや『我が事』・『丸ごと』の地域づくりの推進等、住民一人ひとりの暮らしの生きがいを地域とともに創る社会「地域共生社会」の実現も求められています。

広域連合では、第6期介護保険事業計画において「いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造」を基本理念に掲げ、その下に「地域支援事業による地域包括ケアの推進」、「介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実」、「介護保険制度の円滑な運営」を基本目標に置いて、介護保険事業の推進を図ってきました。

今後も、国や県の動向、第6期計画の進捗状況も踏まえて、団塊の世代が75歳になる平成37年（2025年）を見据え、本計画においても第6期の基本理念を引き継ぎ、二市をはじめさまざまな実施主体や関係機関との連携を強化して「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指した取り組みを推進します。

(2) 基本目標

① 地域包括ケアを実現するために

～地域支援事業による地域包括ケアの推進～

高齢者が住み慣れた地域でできる限り長く暮らし続けられるよう、心身の健康状態の維持や社会に参画する仕組みづくりを推進するとともに、安心して地域に暮らせる相談体制の充実や高度化・専門化する医療・介護ニーズに的確に対応するための体制づくりを進めます。

② 介護が必要となっても安心して暮らせるために

～介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実～

介護を必要とする人が自立と尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域、家庭で安心して暮らし続けていくために、必要なサービスを切れ目なく利用できるよう、サービスを居宅・施設のバランス及び地域的なバランスを取りながら、レスパイトケア及び介護離職防止の視点も踏まえてサービスの確保・充実を図ります。

③ サービスを安心して利用できるために

～介護保険制度の円滑な運営～

誰もが安心して介護サービスを利用できるよう、サービスの質の向上を図るとともに、低所得者対策等を継続します。併せて、介護保険制度の安定的かつ円滑な運営に向けて、事業に対する理解を促すとともに、利用の適正化を図ります。

(3) 施策の体系

基本理念「いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造」

「地域包括ケアの実現」

1. 地域の包括的なネットワークの深化・推進
2. 医療と介護の連携
3. 介護予防と生活支援サービスの提供
4. 認知症施策の推進
5. 家族介護者の支援
6. 高齢者の住まいの確保

基本目標	各論	ページ
(1) 地域包括ケアを実現するために ～地域支援事業による地域包括ケアの推進～	① 地域ケア会議の推進 ② 総合相談と情報提供の充実 ③ 介護予防の推進と生活支援サービスの充実 ④ 在宅療養生活の支援 ⑤ 認知症施策の推進 ⑥ 高齢者の尊厳の保持 ⑦ 家族介護者への支援 ⑧ 安定した居住環境の確保	
(2) 介護が必要となっても安心して暮らせるために ～介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実～	① サービス提供基盤の整備 ② 介護保険サービスの給付見込 ③ 事業量の見込みと保険料の設定	
(3) サービスを安心して利用できるために ～介護保険制度の円滑な運営～	① 所得に応じた費用の負担 ② 介護給付の適正化 ③ 事業者に対する相談・指導及び情報提供の推進 ④ 事業の推進体制	

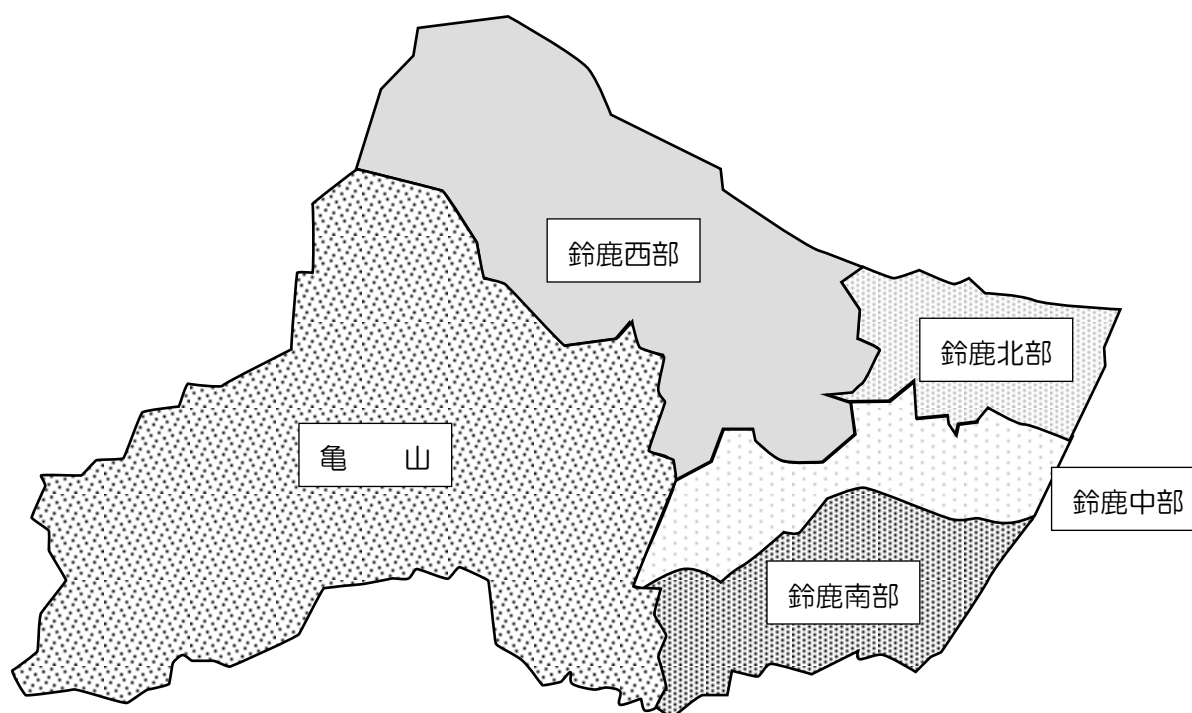
(4) 日常生活圏域の設定

高齢者ができるだけ身近な地域で介護、支援、相談等のサービスを受けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、総合相談や地域密着型サービス等の提供を進めていく際の圏域として、引き続き鈴鹿市4圏域、亀山市1圏域の日常生活圏域（以下、「圏域」という。）とします。

また、包括的支援事業や介護予防事業の推進拠点となる地域包括支援センターは、各圏域に1箇所設置することとし、第6期計画期間中に鈴鹿西部圏域に設置したプラチ等身の身近に相談できる窓口を、各圏域の状況に応じ設置します。

今後も、この5圏域を基盤として、各圏域内における地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築や地域包括支援センターがより効率的に運営できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていきます。

図 日常生活圏域の位置



日常生活圏域の所管区域と担当する地域包括支援センター

市	圏域名	行政区		
		地域包括支援センター名	所在地・連絡先	
鈴鹿市	鈴鹿西部	庄野、加佐登、牧田、石薬師、井田川、久間田、椿、深伊沢、鈴峰、庄内		
		鈴鹿西部地域包括支援センター		
		鈴鹿市平田一丁目3番5号（アルテハイム鈴鹿内） TEL：059-370-3751 FAX：059-370-3752		
	鈴鹿北部	飯野①、河曲、一ノ宮、箕田、玉垣①、神戸		
		鈴鹿北部地域包括支援センター		
		鈴鹿市神戸三丁目12番10号（介護老人保険施設ひまわり内） TEL：059-384-4165 FAX：059-384-4185		
	鈴鹿中部	国府、飯野②、玉垣②、若松②		
		鈴鹿中部地域包括支援センター 鈴鹿市神戸地子町383番地の1（鈴鹿市社会福祉センター内） TEL：059-382-5233 FAX：059-382-8015		
	鈴鹿南部	白子、稻生、若松①、栄、天名、合川		
		鈴鹿南部地域包括支援センター 鈴鹿市南若松町1番地（伊勢マリンホーム内） TEL：059-380-5280 FAX：059-386-6081		
	亀山市	亀山	亀山市内全域	
			亀山地域包括支援センター	
亀山市羽若町545番地（亀山市総合保健福祉センター「あいあい内」） TEL：0595-83-3575 FAX：0595-82-8180				
（ランチ）亀山在宅介護支援センター（亀山老人保健施設内）				
亀山市羽若町645番地14 TEL：0595-83-5920				
（ランチ）亀寿苑在宅介護支援センター（特別養護老人ホーム亀寿苑内）				
亀山市阿野田町2443番地1 TEL：0595-84-1212				
（ランチ）華旺寿在宅介護支援センター（特別養護老人ホーム華旺寿内）				
亀山市関町坂下252番地 TEL：0595-96-3131				

飯野①：西條町、飯野寺家町、西条一丁目～九丁目

玉垣①：矢橋町、矢橋一丁目～三丁目

若松①：南若松町

飯野②：飯野①以外

玉垣②：玉垣①以外

若松②：若松①以外

(5) 人口及び要介護認定者数の推計

広域連合における、計画期間（平成 30 ～32 年度）及び 2025 年（平成 37 年）の人口を次のように見込みます。

項目	実績			推計（計画期間）			推計
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総人口	250,465	250,258	249,631	248,912	248,099	247,204	241,247
40～64 歳人口	84,311	84,445	84,624	84,669	84,729	84,728	84,366
65 歳以上人口	58,541	60,011	61,023	61,860	62,420	62,997	63,967
65～74 歳	32,269	32,652	32,588	32,403	31,804	31,904	27,041
75 歳以上	26,272	27,359	28,435	29,457	30,616	31,093	36,926
高齢化率	23.4%	24.0%	24.4%	24.9%	25.2%	25.5%	26.5%
75 歳以上比率	10.5%	10.9%	11.4%	11.8%	12.3%	12.6%	15.3%

※平成 29 年度以降は、平成 24～28 年度の各年度 10 月 1 日時点の住民基本台帳人口の推移をもとに、コーホート変換率法を用いて推計しています。

広域連合における、計画期間（平成 30 ～32 年度）及び 2025 年（平成 37 年）の要介護認定者数を次のように見込みます。

項目	実績			推計（計画期間）			推計
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
認定者数	10,044	10,293	10,447	10,938	11,275	11,431	13,116
要支援 1	1,204	1,314	1,381	1,387	1,425	1,445	1,654
要支援 2	1,480	1,473	1,424	1,558	1,600	1,618	1,848
要介護 1	2,092	2,105	2,122	2,244	2,315	2,349	2,709
要介護 2	1,774	1,879	1,854	2,019	2,092	2,128	3,079
要介護 3	1,341	1,330	1,438	1,423	1,470	1,493	1,714
要介護 4	1,158	1,207	1,218	1,275	1,317	1,335	1,538
要介護 5	995	985	1,010	1,032	1,056	1,063	1,213
認定率	17.1%	17.1%	17.1%	17.6%	18.0%	18.1%	20.5%

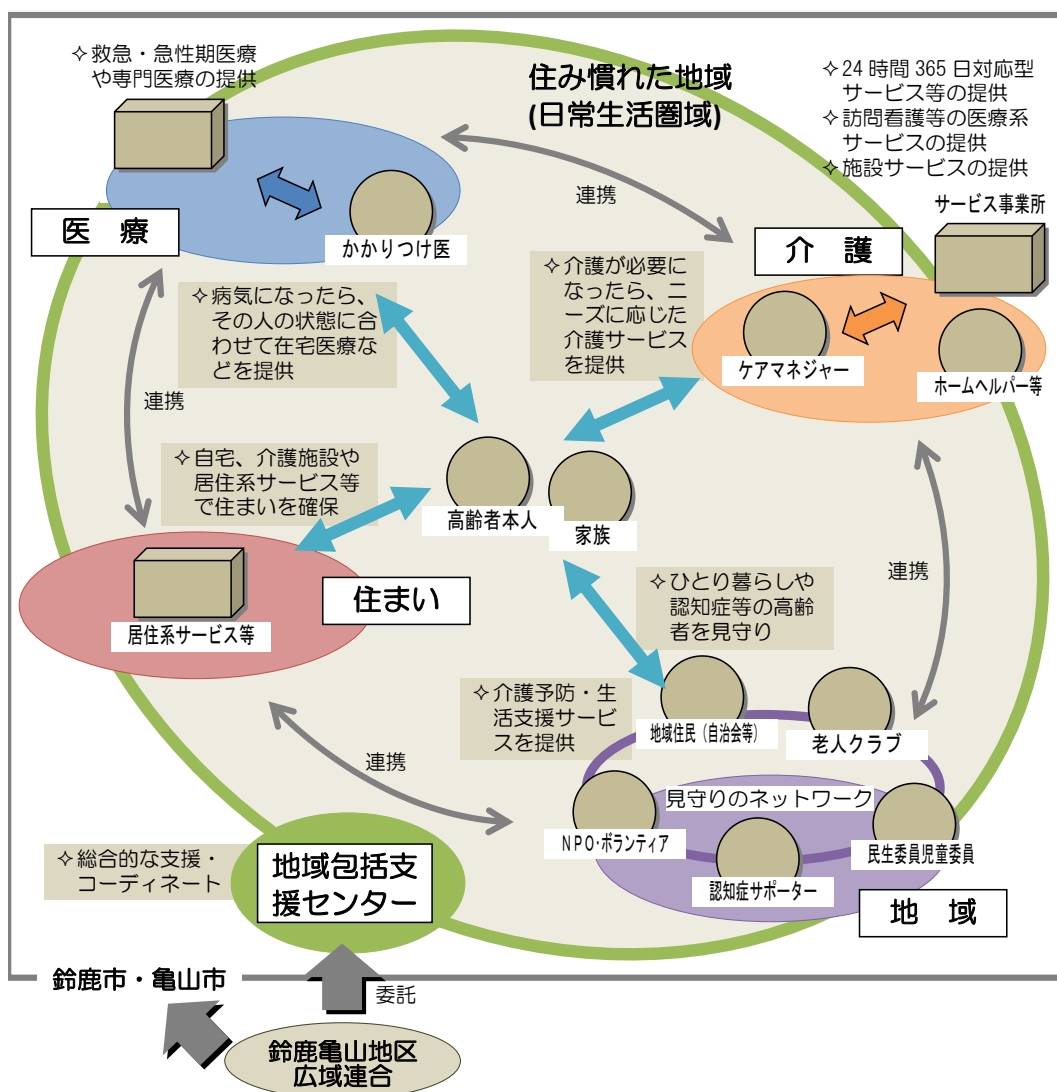
※平成 30 年度以降は、平成 27～28 年度の男女別・年齢別認定率の伸び率をもとに認定率を予測し、人口推計値に掛け合わせて推計しています。

※認定者数には住所地特例分を含みます。また、認定者数は第 1 号被保険者分（65 歳以上）及び第 2 号被保険者分（40～64 歳）の合計値ですが、認定率は第 1 号被保険者の要支援・要介護認定者数を第 1 号被保険者数（65 歳以上人口）で割ったものです。

Ⅲ 地域包括ケアシステム構築に向けた考え方

平成 37 年（2025 年）までを視野に入れ、鈴鹿亀山地区における地域包括ケアシステムを深化・推進するため、次のような考え方に基づき、取り組みを進めていきます。なお、地域包括ケアシステムは基礎自治体である二市それぞれの市域を単位として、二市単独では取組みが困難な地域課題の解決等については広域連合が協力し、地域資源を活用しながら推進します。

図 鈴鹿亀山地区における地域包括ケアシステムのイメージ



(1) 地域の包括的なネットワークの深化・推進

【ねらい】

二市それぞれに、圏域を基本単位として、地域包括支援センターが核となり、高齢者と家族へのきめ細かな支援ができる体制を目指し、地域ケア会議の開催等を通じて地域の問題・課題を共有し、解決へとつなげます。

【方向性】

- 地域包括ケアシステムの深化・推進のため、二市及び地域包括支援センターとの連携を促進し、圏域の状況に応じて相談体制を強化します。また、保健・福祉機関はもとより、医療機関や地域団体をはじめ、各関係機関との連携の強化を図り、さまざまな取り組みが進められる体制をつくります。

- 個別及び圏域レベルにおける地域ケア会議で洗い出した地域課題を、市レベルの地域ケア会議で関係者に共有するとともに、それを解決するための方策検討や施策形成については、広域連合も協力しながら進めます。また、二市においては圏域レベルの会議の開催を促進し、地域との連携を深めるためのシステムの構築を図ります。

(2) 医療と介護の連携

【ねらい】

医療や介護が必要となっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、安心して生活をつづけられるよう、医師会、居宅介護支援事業所、介護サービス提供事業所等との連携体制を強化します。

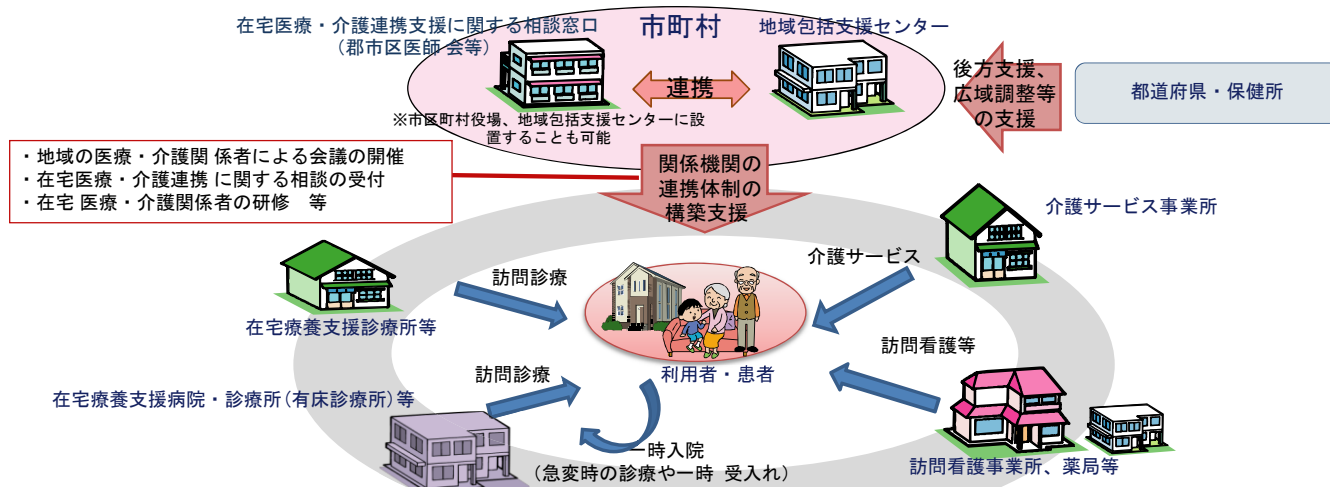
【方向性】

○地域の医療・介護資源の把握及び課題の抽出と対応策の検討を図ることで、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が提供される体制づくりを進めます。また、医療職・介護職相互の知識の向上と理解を促すため、研修等の充実を図ります。

○医療と介護との「顔の見える関係」を構築するため、相互の情報共有と研修のための機会づくり、情報共有の仕組みを構築します。また、地域の医療・介護関係者等に対して在宅医療・介護サービスに関する相談や情報提供体制の充実を図ります。

○在宅医療や看取り、ターミナルケアに関する住民意識の向上を図るため、広報・啓発活動を充実させます。また、在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう情報共有の方法等を含む連携の充実を図ります。

図 医療・介護連携のイメージ（厚生労働省資料）



(3) 介護予防と生活支援サービスの提供

【ねらい】

地域社会の中で、高齢者が要介護状態にならない、要介護状態となってもできるかぎり重度化させないために、高齢者が自立し、尊厳を持って、健康で生きがいある生活が送れることを目指し、地域の実状に応じた介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）を推進するとともに、地域の社会資源を活かした多様な介護予防及び日常生活支援サービスの提供を図ります。

【方向性】

- 総合事業の推進を図るため、地域の高齢者のニーズや地域の実状にあった多様なサービス主体による多様な生活支援サービスを提供できるよう担い手の育成、体制の整備を行います。既存の老人クラブ、自治会等に福祉活動への働きかけを進めるとともに、NPOやボランティア活動の育成・支援を進めます。また、民間企業による買い物や家事支援等の生活支援サービスの提供を図ります。
- 地域における生活支援機能の充実・強化に向けて、生活支援コーディネーターの充実を図り、地域の実状に応じた体制整備を行います。
- 地域に根ざした介護予防や生きがいづくりの活動を充実させるため、地域で取り組まれている介護予防事業やサロン活動の育成・支援を行います。
- 高齢者自身が生活支援の担い手として地域で活躍するための支援を行います。

(4) 認知症施策の推進

【ねらい】

認知症の進行を予防しつつ、認知症高齢者や家族にやさしい地域づくりに向けて、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような社会を目指し、国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の基本的考え方をふまえ、認知症施策を総合的に推進します。

【方向性】

- 認知症高齢者が、その状態に応じて地域でさまざまなサポートが受けられるよう、地域資源の把握及び周知・啓発を図ります。

- 認知症の早期発見・早期対応に向けた体制の強化を図り認知症高齢者や家族への初期支援と自立生活支援を行います。また、認知症高齢者及び家族への相談・支援策を充実させるため、認知症地域支援推進員が専門機関等と連携し、専門的な相談や地域資源を活かした生活支援等が受けられるよう連携体制を強化します。

- 地域における認知症に対する理解を促進するとともに、認知症高齢者の徘徊等を見守り、高齢者虐待等を早期に発見するため、地域における見守りネットワークの整備・強化を図ります。

- 認知症高齢者の集い、認知症カフェ、家族介護教室等、地域住民や専門職と認知症高齢者及びその家族の交流を支援し、認知症高齢者の家族の介護負担の軽減を図ります。

(5) 家族介護者の支援

【ねらい】

家族介護者が就労を継続し、自身の生活を維持しながら、在宅での介護を継続できる体制の充実を図ります。

【方向性】

○介護者の相談窓口の周知及び介護に関する情報提供の充実とともに、相談窓口の充実を図ります。

○家族介護者を経済的に支援する介護用品等の支給については、ニーズを見極めながら事業の継続または見直しを進めます。

○介護者が働きながら介護ができる効果的なサービス提供や支援体制づくりを進めます。

(6) 安定した居住環境の確保

【ねらい】

高齢者の住まいとして、適正量の入所施設や居住系サービスが確保されていることを目指し、施設・居住系サービスの整備や誘導を進めるとともに、情報提供を充実します。

【方向性】

○重度の要介護者及び専門的な介護を必要とする要介護者等に対して、必要なサービスを提供できるよう、入所施設の適正量を見定め、その確保を図ります。

○高齢者の住まいの一環として、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の質の確保に向けて、関係部局との連携を図るとともに、意見交換の機会の創出等を検討します。

○高齢者の住まいについての情報提供を充実します。